

事務事業評価シート

事業番号	13					
事業名	被災者見舞金支給事業	局名	健康福祉局			
		部名	福祉部			
事業開始年度	昭和40年度	課名	地域福祉課			
根拠法令等	相模原市小災害見舞金等支給要綱、相模原市小災害見舞金等支給要綱に係る取扱指針	課長名	堀泰雄			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： _____） <input type="checkbox"/> 補助金（補助先： _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____）					
	事業概要	目的 (何のために)	災害救助法(昭和22年法律第118号)及び相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年相模原市条例第39号)の適用を受けない火災、風水害、地震その他の災害による被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。 ※災害救助法の適用基準(次のいずれかに該当) ①市内で住居が150世帯以上滅失、②県内で住居が2,500世帯以上滅失、かつ市内で住居が75世帯以上滅失、③県内で住居が12,000世帯以上滅失 ※市災害弔慰金等の支給基準(次のいずれかに該当) ①市内で住居が5世帯以上滅失、②県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上、③県内で災害救助法が適用された市町村が1以上、④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上			
		対象 (誰・何を対象に)	市内で発生した火災・風水害・地震等の災害により被災した市民。 (ただし、被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災した者は除く。)			
		事業内容 (手段・手法など)	関係機関等の調査結果に基づき、公平かつ迅速に被害を認定し、見舞金等を支給する。 【市被災者見舞金】 ・住宅の全焼・全壊・流出 … 20,000円(1人世帯)、50,000円(2人以上世帯) ・住宅の半焼・半壊 … 10,000円(1人世帯)、20,000円(2人以上世帯) ・住宅の床上浸水 … 5,000円(1人世帯)、20,000円(2人以上世帯) ・死亡 … 100,000円 ・重傷 … 30,000円 なお、被害の認定結果は、日本赤十字社、社会福祉協議会、共同募金会に情報提供し、それぞれから見舞金等の支給が行われる。			
事業の必要性	災害救助法等の適用を受けない災害によって被災した市民に対する生活維持のための一時的な緊急支援となっている。					
コスト			平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度予算	
	事業費(直接経費)		1,330 千円	1,590 千円	2,405 千円	
	人件費	正規職員	従事者数	0.1 人	0.1 人	0.1 人
			概算人件費	727 千円	727 千円	727 千円
		嘱託職員・臨時職員等	従事者数	0 人	0 人	0 人
			概算人件費	0 千円	0 千円	0 千円
	人件費 合計		727 千円	727 千円	727 千円	
総事業費		2,057 千円	2,317 千円	3,132 千円		
市民一人あたりの事業費		0.00 千円	0.00 千円	0.00 千円		

		平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度予算	
財源内訳	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	
	受益者負担金	0千円	0千円	0千円	
	その他()	0千円	0千円	0千円	
	一般財源	1,330千円	1,590千円	2,405千円	
平成23年度 事業費の 主な内訳 (人件費を除く)	項目			金額	
	被災者見舞金			2,405千円	
	-----			-----	
	-----			-----	
活動実績1	活動指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	被災者見舞金支給件数	件	32	33	
単位当たりコスト1	(総事業費/活動指標)		千円	64.3	70.2
活動実績2	活動指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
単位当たりコスト2	(総事業費/活動指標)				
成果目標 (現状の成果及び 今後どのようにした いか、定量的な評 価で示す)	突然、これまでの日常生活を失い、不安や戸惑いの中にいる被災者に対して、一時的に生活を支える見舞金を確実に支給する。				
成果実績	成果指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	被災者見舞金支給率(支給者数/被災者数×100)	%	100	100	100
特記事項 (事業の沿革等)					
事業の自己評価 (今後の事業の方 向性、課題等)	被災者への対応を迅速に行うために、各種機関等との連携を強化し、災害についての情報を的確に収集することが必要である。				
評価	《評価の視点》	・ 必要性 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		・ 有効性 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
	《評価の区分》	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 再構築 <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡充			
	《評価区分の理由》	火災や床上浸水により、身体的・精神的・経済的な打撃を受けた被災者に対して、慰労、救済、激励の意味を込めた災害見舞金を速やかに給付する本制度は、被災者の当面の生活再建と不安解消を図る上で有効な制度である。 日本赤十字社、共同募金会、市社会福祉協議会における同様の見舞金制度と連携して実施することにより、その効果が一層図られる。			
H24年度 予算への反映	現状維持とする。				
経営評価委員会 による意見	○現状維持 ・局地的な集中豪雨など、各種の災害が増加傾向にある中で、支給要件に該当した方への見舞金の迅速な支給が求められることから、当面は現状維持とするが、「災害緊急特別融資預託金事業」「風水害り災者住宅改良資金利子補給」の意見と同時並行で検討を進めることとする。				